

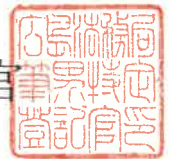


筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 10 月 6 日

広島法務局筆界特定登記官



記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 14 号
対象土地 尾道市向島町字古神宮寺 5066 番
尾道市向島町字古神宮寺 5080 番
- 2 関係人の氏名又は名称
中尾才吉相続人 中尾佐一
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。